

第2回広島市・海田町合併研究協議会次第

日時：平成14年(2002年)10月7日(月)

15:00～

場所：海田町ひまわりプラザ

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

議題1 合併の区域及び合併の方式(案)【協議番号第1号】

議題2 行政区(案)【協議番号第2号】

議題3 慣行の取扱い(案)【協議番号第3号】

議題4 広島市・海田町合併建設計画素案の策定方針(案)

4 閉会

広島市・海田町合併研究協議会委員名簿(24名)

平成14年(2002年)10月7日現在

	職名	氏名	職名	氏名
広島市	市長(会長)	秋葉 忠利	議長	平野 博昭
	助役	山田 康	副議長	戸田 満
	収入役(監事)	伊藤 利彦	大都市制度推進対策 特別委員会委員長	木山 徳和
	企画総務局長	三宅 吉彦	大都市制度推進対策 特別委員会副委員長	村上 通明
	財政局長	平野 隆	大都市制度推進対策 特別委員会副委員長	若林 新三
	議会事務局長	原田 尚武	総務委員長	熊本 憲三
海田町	町長(副会長)	加藤 天	議長	河野 道昭
	助役	松岡 修士	副議長	中岡 長一
	収入役(監事)	正木 洋	合併問題調査特別委 員会委員長	前田 勝男
	企画部長	中野 潔	議員	山岡 寛次
	総務部長	上條 正弘	議員	住吉 充
			議員	原田 幸治
		議員	齋木 貞暁	

第2回広島市・海田町合併研究協議会

資 料

	頁
議題1 合併の区域及び合併の方式(案)【協議番号第1号】・・・・・・・・・・	1
議題2 行政区(案)【協議番号第2号】・・・・・・・・・・	2
議題3 慣行の取扱い(案)【協議番号第3号】・・・・・・・・・・	3
参考 広島市・海田町合併研究協議会協議事項一覧表・・・・・・・・・・	5
議題4 広島市・海田町合併建設計画素案の策定方針(案)・・・・・・・・・・	9

日時：平成14年(2002年)10月7日(月)

15:00～

場所：海田町ひまわりプラザ

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号	第 1 号
------	-------

協議事項	合併の区域及び合併の方式
------	--------------

現 況		比 較							
広 島 市		海 田 町							
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">面積 (km²)</td> <td style="padding: 2px;">人 口 (人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">741.75</td> <td style="padding: 2px;">1,126,239</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">面積：全国都道府県市区町村別面積調 (H14.4.1 現在 国土地理院) 人口：平成 1 2 年国勢調査</p>	面積 (km ²)	人 口 (人)	741.75	1,126,239	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">面積 (km²)</td> <td style="padding: 2px;">人 口 (人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">13.81</td> <td style="padding: 2px;">30,042</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">面積：全国都道府県市区町村別面積調 (H14.4.1 現在 国土地理院) 人口：平成 1 2 年国勢調査</p>	面積 (km ²)	人 口 (人)	13.81	30,042
面積 (km ²)	人 口 (人)								
741.75	1,126,239								
面積 (km ²)	人 口 (人)								
13.81	30,042								

調整方針 (案)	安芸郡海田町を廃し、その区域を広島市に編入するものとする。
----------	-------------------------------

備 考	合併後の状況			
	区分	面積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
	広島市	755.56	1,156,281	
面積、人口は上記現況比較の数値に基づく。				

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第 2 号

協議事項	行政区
------	-----

現 況			比 較	
広 島 市			海 田 町	
区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	面 積 (km ²)	人 口 (人)
中 区	15.34	124,719	13.81	30,042
東 区	39.38	123,258		
南 区	25.80	135,467		
西 区	35.67	179,519		
安佐南区	117.19	204,636		
安佐北区	353.35	156,387		
安芸区	94.02	75,435		
佐伯区	61.00	126,818		
計	741.75	1,126,239		
面積：全国都道府県市区町村別面積調 (H14.4.1 現在 国土地理院)			面積：全国都道府県市区町村別面積調 (H14.4.1 現在 国土地理院)	
人口：平成 1 2 年国勢調査			人口：平成 1 2 年国勢調査	

調整方針(案)	安芸郡海田町の区域は安芸区に属するものとする。
---------	-------------------------

備 考	合併後の状況			
	区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
	安芸区	107.83	105,477	
面積、人口は上記現況比較の数値に基づく。				

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第3号

協議事項	慣行の取扱い
------	--------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 市章	 <p>旧芸州藩の旗印であった「三つ引」 (三)にヒントを得て、これに川の流を表現するカーブをつけて水都広島を象徴したもの (明治29年5月制定)</p>	1 町章	 <p>KAITAのKを図案化したもので、希望と繁栄を上部へ伸ばし、円で町民の調和(住みよい)を象徴したもの (昭和43年7月制定)</p>
2 シンボルマーク(安芸区)	 <p>安芸区の「ア」の字を飛んでいる鳥にかたどり、また安芸区の地形をデザインしたもので、青は安芸区の全体をとらえて、鳥の背景が海と山を表し、力強く飛躍する安芸区の未来像を象徴したもの (昭和55年6月制定)</p>	2 シンボルマーク	 <p>町花ヒマワリの花びらを平和のシンボル「ハト」で表している。ヒマワリのように情熱と活気のある町、平和を願う町を象徴したもの (平成元年7月制定)</p>
3 市の花	<p>キョウチクトウ</p> <p>原爆により約70年間は草木も生えないといわれた焦土にいち早く咲いた花で、市民に復興への希望と光を与えてくれた。(昭和48年11月制定)</p>	3 町の花	<p>ヒマワリ</p> <p>夏の日差しの中で太陽に向かって伸びるヒマワリの姿は、どんな困難にも負けず、明るく健康でたくましいものがある。ヒマワリは夢と希望を秘めて発展する海田町を象徴する花である。 (昭和61年9月制定)</p>
4 市の木	<p>クスノキ</p> <p>原爆に生き残ったクスノキはいち早くよみがえり、市民に復興への希望と力を与えてくれた。 (昭和48年11月制定)</p>	4 町の木	<p>クスノキ</p> <p>大地にしっかりと根をおろし、大きな枝を広げたクスノキの姿は、雄々しく、どんな苦勞も受け止める風格がある。クスノキは、町民に安らぎを与え、海田町を象徴する木である。 (昭和61年9月制定)</p>

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
<p>5 市民憲章（「市民道徳」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い信念をもって平和のためにつくしましょう。 ・ 正直で謙譲な市民になりましょう。 ・ 思うことを正しく言える市民になりましょう。 ・ 言葉は静かに愛想よくいたしましょう。 ・ 他人の私事についてよくないうわさをすることはやめましょう。 ・ 会合の時間はきちんと守りましょう。 ・ 交通規則を守り老幼婦女子に席をゆずりましょう。 ・ 公園や道路に紙くずやきたない物をすてないようにいたしましょう。 ・ 草木鳥獣を愛しましょう。 ・ 服装を正しく胸を張り手をふって歩きましょう。 <p style="text-align: right;">（昭和 25 年 4 月制定）</p>	<p>5 町民憲章</p> <p>わたくしたちは、日の浦山を仰ぎ見る郷土海田を愛し、明るい家庭と伸びゆくまちを築くため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 自然を生かし、住みよい環境をつくりましょう。 － 教養を深め、文化の香りをたかめましょう。 － 若い力を育て、豊かな未来をつくりましょう。 － 互いに信じあい、すすんできまりを守りましょう。 － 思いやりの心を持ち、ふれあいの輪をひろげましょう。 <p style="text-align: right;">（昭和 61 年 9 月制定）</p>		
<p>6 宣言</p> <p>非核都市宣言（昭和 60 年広島市議会決議）</p>	<p>6 宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非核町宣言（平成 3 年海田町議会決議） ・ 生活安全と環境美化の町宣言 （平成 12 年海田町議会決議） 		
<p>7 市歌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市歌（昭和 40 年選定） ・ ひろしま平和の歌（昭和 22 年選定） 	<p>7 町歌</p> <p>なし</p>		

調整方針（案）	広島市の制度に統一する。
---------	--------------

備 考	
-----	--

広島市・海田町合併研究協議会協議事項一覧表

参 考

協 議 事 項	現 況 比 較 (主 な 相 違 点 等)		説 明								
	広 島 市	海 田 町									
1 合併の区域及び合併の方式 【協議番号第1号】	今回協議事項 内容は「議題1」のとおり。										
2 合併の期日			具体的な合併期日について調整が必要 平成16年3月～5月頃の合併を目標								
3 行政区 【協議番号第2号】	今回協議事項 内容は「議題2」のとおり。										
4 町の区域及び名称の取扱い		<p>・町名数 48</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>海田町の町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市にある町名と同一のもの</td> <td>曙町、稲荷町、昭和町、月見町、堀川町 (5)</td> </tr> <tr> <td>広島市にある町名と類似しているもの</td> <td>昭和中町、東昭和町、南昭和町(昭和町) 南堀川町(堀川町) 栄町(江波栄町) 幸町、南幸町(舟入幸町) 西明神町、南明神町、明神町(井口明神一丁目～三丁目) 日の出町(段原日出町) (11)</td> </tr> <tr> <td>地域的な特定が困難なもの</td> <td>新町 東一丁目、東二丁目 南本町 (4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は広島市にある町名</p>	区 分	海田町の町名	広島市にある町名と同一のもの	曙町、稲荷町、昭和町、月見町、堀川町 (5)	広島市にある町名と類似しているもの	昭和中町、東昭和町、南昭和町(昭和町) 南堀川町(堀川町) 栄町(江波栄町) 幸町、南幸町(舟入幸町) 西明神町、南明神町、明神町(井口明神一丁目～三丁目) 日の出町(段原日出町) (11)	地域的な特定が困難なもの	新町 東一丁目、東二丁目 南本町 (4)	町名の取扱い等について調整が必要
区 分	海田町の町名										
広島市にある町名と同一のもの	曙町、稲荷町、昭和町、月見町、堀川町 (5)										
広島市にある町名と類似しているもの	昭和中町、東昭和町、南昭和町(昭和町) 南堀川町(堀川町) 栄町(江波栄町) 幸町、南幸町(舟入幸町) 西明神町、南明神町、明神町(井口明神一丁目～三丁目) 日の出町(段原日出町) (11)										
地域的な特定が困難なもの	新町 東一丁目、東二丁目 南本町 (4)										
5 慣行の取扱い 【協議番号第3号】	今回協議事項 内容は「議題3」のとおり。										
6 財産及び公の施設の取扱い	<p>【財産】(平成13年3月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政財産 <ul style="list-style-type: none"> 土地 18,780,599 m² 建物 3,649,942 m² 普通財産 <ul style="list-style-type: none"> 土地 1,700,315 m² 建物 130,806 m² 山林 25,301,356 m² 有価証券 15,048,401 千円 出資による権利 17,503,545 千円 債権 67,453,976 千円 基金 <ul style="list-style-type: none"> 現金 43,421,453 千円 貸付金 450,523 千円 不動産 3,753,826 千円 物品 4,360 点(100万円以上の重要物品) <p>【公の施設】(平成14年6月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設、文化施設など 979 施設 (道路、公共下水道等を除く。) 	<p>【財産】(平成13年3月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政財産 <ul style="list-style-type: none"> 土地 303,881 m² 建物 75,315 m² 普通財産 <ul style="list-style-type: none"> 土地 10,415 m² 建物 183 m² 山林 1,221,365 m² 有価証券 なし 出資による権利 8,306 千円 債権 96,971 千円 基金 <ul style="list-style-type: none"> 現金 3,247,718 千円 印紙・証紙 5,500 千円 物品 226 点(50万円以上の重要物品) <p>【公の施設】(平成14年6月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設、文化施設など 43 施設 (道路、公共下水道等を除く。) 	過去の広島市と周辺町村との合併においては、旧村町の財産及び公の施設は、すべて広島市に引き継いでいる。								

協議事項	現況比較(主な相違点等)				説明																												
	広島市		海田町																														
7 議会議員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・法定数() 68 人 ・条例定数 60 人 ・現員数 60 人(安芸区選出:4名) ・任期 平成 11 年 5 月 2 日~平成 15 年 5 月 1 日 <p><地方自治法第 91 条改正前(平成 14 年 12 月 31 日まで)> 市町村の議会の議員の定数は、法定数の範囲内で、条例で減少することができる。</p> <p><地方自治法第 91 条改正後(平成 15 年 1 月 1 日から)> 市町村の議会の議員の定数は、法律に定める上限数の範囲内で、条例で定める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>人口区分</th> <th>法定数</th> <th>人口区分</th> <th>上限数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110 万以上</td> <td>68 人</td> <td>90 万以上</td> <td>64 人</td> </tr> <tr> <td>130 万未満</td> <td></td> <td>130 万未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		改正前		改正後		人口区分	法定数	人口区分	上限数	110 万以上	68 人	90 万以上	64 人	130 万未満		130 万未満		<ul style="list-style-type: none"> ・法定数() 30 人 ・条例定数 20 人 ・現員数 20 人 ・任期 平成 13 年 4 月 1 日~平成 17 年 3 月 31 日 <p><地方自治法第 91 条改正前(平成 14 年 12 月 31 日まで)> 同左</p> <p><地方自治法第 91 条改正後(平成 15 年 1 月 1 日から)> 同左</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>人口区分</th> <th>法定数</th> <th>人口区分</th> <th>上限数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 万以上</td> <td>30 人</td> <td>2 万以上</td> <td>26 人</td> </tr> </tbody> </table>		改正前		改正後		人口区分	法定数	人口区分	上限数	2 万以上	30 人	2 万以上	26 人	<p>議会議員の定数及び任期の特例制度について調整が必要 【定数特例制度】(根拠:合併特例法第 6 条) 編入先の市町村の議会議員の残任期間に相当する期間まで、人口に応じて、編入先の市町村の議会議員の定数を増加し、編入される市町村の区域に選挙区を設けて増員選挙を行うことができる。</p> <p>合併後最初に行われる一般選挙による議会議員の任期の期間についても定数特例を用いることができる。 海田町の場合 2 名 (広島市定数 60 人×海田町人口/広島市人口)</p> <p>【在任特例制度】(根拠:合併特例法第 7 条) 編入された市町村の議員は、編入先の市町村の議会議員の残任期間に相当する期間まで議員として在任することができる。</p> <p>合併後最初に行われる一般選挙による議会議員の任期の期間については、人口に応じて、編入先の市町村の議会議員の定数を増加し、編入される市町村の区域に選挙区を設けて増員選挙を行うことができる(定数特例)。</p> <p>過去の広島市と周辺町村との合併においては、原則として、市議会議員の定数を増加し、旧町村の区域で選挙区を設け増員選挙を行う定数特例制度を適用しており、在任特例制度については適用した例はない。</p>
改正前		改正後																															
人口区分	法定数	人口区分	上限数																														
110 万以上	68 人	90 万以上	64 人																														
130 万未満		130 万未満																															
改正前		改正後																															
人口区分	法定数	人口区分	上限数																														
2 万以上	30 人	2 万以上	26 人																														
8 合併後の議会議員の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・現員数 60 人(安芸区選出:4名) ・任期 平成 11 年 5 月 2 日~平成 15 年 5 月 1 日 		<ul style="list-style-type: none"> ・現員数 20 人 ・任期 平成 13 年 4 月 1 日~平成 17 年 3 月 31 日 		過去の広島市と周辺町村との合併における旧町村議会議員の取扱いは、1~2年間、「地区開発審議会」を設置し、その委員としている。																												
9 特別職職員等の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・任期 市長 平成 11 年 2 月 23 日~平成 15 年 2 月 22 日 助役 平成 14 年 7 月 27 日~平成 18 年 7 月 26 日 収入役 平成 11 年 5 月 20 日~平成 15 年 5 月 19 日 教育長 平成 13 年 4 月 1 日~平成 17 年 3 月 31 日 水道事業管理者 平成 13 年 4 月 1 日~平成 17 年 3 月 31 日 病院事業管理者 平成 13 年 6 月 1 日~平成 17 年 5 月 31 日 		<ul style="list-style-type: none"> ・任期 町長 平成 12 年 5 月 27 日~平成 16 年 5 月 26 日 助役 平成 14 年 4 月 1 日~平成 18 年 3 月 31 日 収入役 平成 12 年 10 月 3 日~平成 16 年 10 月 2 日 教育長 平成 13 年 4 月 10 日~平成 17 年 4 月 9 日 		過去の広島市と周辺町村との合併においては、旧町村の長、助役、収入役又は教育長等であった者で、合併後、広島市の一般職の職員とならなかった者は、1年間、広島市の参与としている。																												
10 一般職職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の定数 11,740 人(平成 14 年 4 月 1 日現在) ・職員の実数 11,477 人 		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の定数 274 人(平成 14 年 4 月 1 日現在) ・職員の実数 246 人 		過去の広島市と周辺町村との合併においては、旧町村の定数内の職員は、すべて広島市の職員として引き継ぐとともに、職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、広島市の職員との均衡等を考慮して取り扱っている。																												

協議事項	現況比較(主な相違点等)		説明
	広島市	海田町	
11 行政機関等の設置及び組織の取扱い	<p>【出張所等】 11 出張所、6 連絡所 (安芸区内) ・中野、阿戸、矢野出張所 ・畑賀連絡所</p> <p>【行政委員会】 ・教育委員会 ・市選挙管理委員会 ・区選挙管理委員会 ・人事委員会 ・監査委員 ・農業委員会 ・固定資産評価審査委員会</p> <p>【附属機関】 ・情報公開審査会など 79 件 (平成 14 年 4 月 1 日現在)</p>	<p>【出張所等】 なし</p> <p>【行政委員会】 ・教育委員会 ・選挙管理委員会</p> <p>・公平委員会(広島県人事委員会に委託) ・監査委員 ・農業委員会 ・固定資産評価審査委員会</p> <p>【附属機関】 ・公文書公開審査会など 19 件 (平成 14 年 4 月 1 日現在)</p>	<p>海田町域への出張所等の設置の必要性について検討が必要</p> <p>過去の広島市と周辺町村との合併においては、旧町村の行政委員会は編入合併に伴い消滅している。 ただし、農業委員会については、旧町村を区域とする農業委員会をそれぞれ設置していたが、その後、1 つに統合され現在は広島市農業委員会となっている。</p> <p>現在設置されている各種附属機関の取扱いや合併特例法第 5 条の 4 に基づく「地域審議会」の設置の必要性について検討が必要</p>
12 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	<p>・農業委員の人数及び定数()は定数 選挙委員 30 人(30) 選任委員 団体推薦 3 人(3) 議会推薦 5 人(5) 合計 38 人(38)</p> <p>・任期 平成 13 年 6 月 17 日～平成 16 年 6 月 16 日</p>	<p>・農業委員の人数及び定数()は定数 選挙委員 9 人(10) 選任委員 団体推薦 1 人(1) 議会推薦 2 人(2) 合計 12 人(13)</p> <p>・任期 平成 14 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日</p>	<p>【委員の在任特例制度】(根拠：合併特例法第 8 条) 編入される市町村の農業委員会の選挙による委員であった者に限り、40 人を超えない範囲で、編入先の市町村の農業委員会の委員の残任期間について、引き続き編入先の市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。</p>
13 一部事務組合、公社等の取扱い	<p>【一部事務組合】 ・安芸地区衛生施設管理組合 構成員：広島市、海田町、府中町、熊野町、坂町 ・海田地区消防組合 構成員：広島市、海田町、熊野町、坂町 ・広島県海田高等学校財産組合 構成員：広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>【公社等】 ・広島市土地開発公社 ・(社福)広島市社会福祉協議会 ・(社)広島市シルバー人材センターなど 33 団体</p>	<p>【一部事務組合】 ・安芸地区衛生施設管理組合 構成員：広島市、海田町、府中町、熊野町、坂町 ・海田地区消防組合 構成員：広島市、海田町、熊野町、坂町 ・広島県海田高等学校財産組合 構成員：広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>・安芸郡町村税等滞納整理組合 構成員：海田町など 9 町 ・広島県市町村退職手当組合 構成員：海田町など 1 市 69 町村 33 組合 1 広域連合 ・広島県市町村公務災害補償組合 構成員：海田町など 1 市 73 町村 37 組合 1 広域連合</p> <p>【公社等】 ・海田町土地開発公社 ・(社福)海田町社会福祉協議会 ・(社)海田町シルバー人材センター</p>	<p>一部事務組合の構成員の変更について、各組合ごとに調整が必要</p> <p>海田町土地開発公社の保有地等の引継ぎ及び各団体の統合について調整が必要</p>

協議事項	現況比較(主な相違点等)		説明
	広島市	海田町	
14 税の取扱い	<p>【市民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人均等割 3,000円 ・法人税割(大法人) 14.7% <p>【都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・家屋の課税標準額×0.3% <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に係るもの <ul style="list-style-type: none"> 資産割(事業所床面積1,000㎡を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> 事業所床面積1㎡につき 600円 従業者割(従業者数100人を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> 従業者給与総額×0.25% ・新增設に係るもの(新增設事業所床面積2,000㎡を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> 新增設事業所床面積1㎡につき 6,000円 <p>【特別土地保有税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税点 <ul style="list-style-type: none"> 合計面積 2,000㎡未満 <p>【軽自動車税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用以外 4,000円 <p>【入湯税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税していない。 	<p>【町民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人均等割 2,000円 ・法人税割(大法人) 14.2% <p>【都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税していない。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税権なし。 <p>【特別土地保有税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税点 <ul style="list-style-type: none"> 合計面積 5,000㎡未満 <p>【軽自動車税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用以外 4,700円 <p>【入湯税】(平成14年9月12日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊した入湯客 1人1泊につき 150円 ・日帰りの入湯客 1人1日につき 50円 	<p>相違している制度の統一時期について調整が必要</p> <p>合併後直ちに全区域にわたって均一の課税をすることが、著しく衡平を欠くと認められる場合においては、合併日の属する年度及びこれに続く5年度に限って不均一課税又は課税免除ができる。(根拠:合併特例法第10条)</p> <p>過去の広島市と周辺町村との合併においては、沼田町に係る都市計画税を除き、市税の課税について特段の措置を行った例はない。</p>
15 使用料、手数料、負担金等の取扱い	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設使用料、下水道使用料等について、現在内容を精査中 <p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明手数料、大型ごみ収集運搬手数料等について、現在内容を精査中 <p>【負担金等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業受益者負担金等について、現在内容を精査中 		<p>各種制度について、合併後の市域内において均衡を失しないよう、概ね次の分類に基き調整が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市の制度に統一する。 ・海田町の制度を維持する。 ・海田町の制度を廃止する。
16 補助金、助成金等の取扱い	<p>【補助金、助成金等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ運営費補助金、小型合併浄化槽設置事業補助金等について、現在内容を精査中 		
17 その他事務事業の取扱い	<p>国民健康保険事業、介護保険事業、各種福祉制度、ごみ・し尿処理事業、水道事業、下水道事業、消防関係などについて、現在内容を精査中</p>		
18 条例、規則等の取扱い			<p>事務事業等の調整方針を踏まえて、必要な規程の整備を行う。</p>

広島市・海田町合併建設計画素案の策定方針（案）

1 計画素案策定の基本的考え方

合併建設計画素案は、広島市と海田町の合併に係るまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、広島市と海田町の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、広島市と海田町の均衡ある発展に資するように適切に配慮して策定する。

2 計画素案の構成

第1 序論

1 合併の必要性

- ・ 日常生活圏の一体化への対応
- ・ 広島市東部の拠点づくりの推進
- ・ 地方分権の推進と行財政基盤の強化

2 計画の概要

(1) 計画の趣旨

合併により広島市と海田町との一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図る。

(2) 計画の構成

基本構想、事業計画及び財政計画をもって構成する。

(3) 計画の期間

平成 16 年度(2004 年度)から平成 25 年度(2013 年度)までの 10 年間とする。

3 広島市と海田町の概況

- (1) 位置と地勢
- (2) 人口と世帯

第2 基本構想

1 海田地区の広島市における位置付けと役割

（ 海田町の概況（位置・地勢・人口等）や広島市との関わり等から、その位置付けと役割を明確にする。 ）

2 まちづくりの目標と方向

（ 第3次海田町総合基本計画を継承するとともに、第4次広島市基本計画との整合を図り、まちづくりの基本方針を定める。 ）

3 土地利用構想

（ 海田町の特性及び立地を踏まえ、「2 まちづくりの目標と方向」と整合のとれた計画とする。 ）

第3 事業計画

（ 基本構想を踏まえ、広島市又は広島県が実施する、広島市と海田町の合併に係るまちづくりの根幹となる主要施策や主要事業の内容を明らかにする。 ）

第4 財政計画

（ 事業計画において定められた主要施策及び主要事業を計画的に実施していくため、現況、実績及び社会経済情勢等を勘案して推計し、長期的な財政運営の指針を示す。 ）

3 広島市・海田町合併研究協議会における協議スケジュール

日 程	協議会	内 容
7月31日(木)	第1回	事業計画の協議【決定事項:合併建設計画素案の作成】
10月7日(月)	第2回	策定方針の協議
11月上旬	第3回	「序論」「基本構想」の協議
下旬	第4回	「事業計画」「財政計画」の協議
12月下旬	第5回	計画素案取りまとめ